

非常変災時の対応について

岐阜県立飛騨神岡高等学校

岐阜地方気象台から、学校が所在する地域、通学する経路の地域、生徒の居住する地域に各種警報が発表された場合や、震度5弱以上の地震が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。

1 気象警報に関わる対応

(1) 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。

- ア 午前6時に、飛騨市に警報が発表されている場合は、臨時休業とする。
- イ 飛騨市に警報が発表されていない場合でも、生徒が居住する地域に警報が発表されている場合は、登校しない。この場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は公欠扱いとする。
- ウ 午前6時に警報が発表されていない場合でも、臨時休業とすることがある。その場合には、学校緊急連絡メールにて連絡をする。
- エ 寮生は、校長の指示で登校し、学校待機とする。

(2) 登校中に警報が発表された場合、次のように対応する。

- ア 警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。
- イ 学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。
- ウ 安全の確保できる場所（公共の建物、店舗など）で待機してもよい。その際は、保護者および学校へ連絡すること。

(3) 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。

- ア 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
- イ 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。
- ウ 保護者が安全に生徒の引き取りが可能な場合には、保護者に生徒を引き渡す。
- エ 自宅到着後、学校（担任）へ必ず連絡する。連絡方法は担任の指示に従う。
- オ 寮生は、学校待機とし、校長の指示で帰寮する。

(4) その他

- ア 気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- イ 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報に注意すること。

2 地震に発生に関わる対応

(1) 登校前に震度5弱の地震が発生した場合、次のように対応する。

- ア 午前6時前に震度5弱の地震が発生したら、安全を最優先とする。学校の対応は「臨時休業」とする。
- イ 地震が落ち着いても、安全の確保を優先し、自宅で待機する。
- ウ 寮生は、校長の指示で登校し、学校待機とする。

(2) 登校中に震度5弱の地震が発生した場合、次のように対応する。

ア 登校中に地震が発生した場合は、安全な場所（落ちてこない・倒れてこない・移動してこない）に避難し安全を確保する。

イ 揺れが収まってから、自宅または学校、指定避難所等近くの安全な場所に移動し、待機する。指定避難所等に避難した場合は、保護者および学校へ連絡すること。

(3) 登校後に震度5弱の地震が発生した場合、以下に基づき学校の指示に従う。

ア 安全を確保し、学校待機とする。

イ 下校については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路等の安全及び生徒の居住地等の安全を確認し、校長が決定する。

ウ 寮生は、学校待機とし、校長の指示で帰寮する。

(4) その他

ア 下校中に発生した場合は、登校中に発生した場合に準ずる。